

富山県（以下「県」という。）は、富山空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を選定したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和7年9月19日

富山県知事 新田 八朗

富山空港特定運営事業等
優先交渉権者選定結果

令和7年9月19日
富山県

1. 事業概要

(1) 事業名称

富山空港特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア. 名称

富山空港（以下「本空港」という。）

イ. 種類

空港

(3) 公共施設等の管理者等

富山県知事 新田八朗

(4) 事業内容

富山空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）等に定める手続で選定された優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）は、県から公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受け、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者（以下「運営権者」という。）として、県との間で富山空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下のとおり本事業を実施する。

ア. 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、⑦、⑧、⑩及び⑬の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、緑地等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 河川区域内に位置する空港用地
- ⑧ 河川区域外に位置する空港用地のうち、県が所有者と土地賃貸借契約を締結し使用している民間地権者の所有地
- ⑨ ⑦、⑧及びその他募集要項等において県が指定する土地を除く空港用地
- ⑩ 河川区域内に位置する周辺用地
- ⑪ 河川区域外に位置する周辺用地
- ⑫ 上記各施設（③④を除く。）に附帯する施設（土木施設、建築物（消防除雪車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑬ ①から⑫まで以外に運営権者又は運営権者子会社等が所有する施設

イ. 事業範囲

特定事業である空港運営事業の範囲は、以下のA) からD) に掲げるものとする。
なお、本事業の実施にあたっては、E) に掲げるビル施設等事業を一体的に実施するものとする。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）

- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）
- C) 環境対策事業（民活空港運営法第2条第6項第3号）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）
- E) ビル施設等事業

(5) 事業期間

ア. 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）及び空港運営事業に先行して運営権者が一部を除くビル施設等事業者の発行済株式（以下「ビル施設等事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の10年後の応当日の属する年度の末日（1. - (5) -イの規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設等事業を実施する期間は、運営権者が一部を除くビル施設等事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

イ. 空港運営事業期間の延長

運営権者が、県に対して、空港運営事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、1. - (5) -ウの規定の範囲内で10年以内の運営権者が希望する期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「オプション延長」という。）。オプション延長の実施は1回に限られない。

また、上記のオプション延長とは別に、実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、県と運営権者が協議により1. - (5) -ウの規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

ウ. 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から10年後の応当日の属する年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、1. - (5) -イに定める空港運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(6) 事業方式

SPCは、県から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、県との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引

継ぎを完了させ、空港運営事業の実施に必要となる動産の貸付及び譲渡を受けるなど実施契約に定める条件を充足し、空港運営事業を開始する。また、実施契約を締結した運営権者は、一部を除くビル施設等事業者株式をその株主から取得するなど実施契約に定める条件を充足し、ビル施設等事業を開始しなければならない。

空港運営事業終了日において運営権は消滅し、県又は県の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する不動産及び発行株式を時価にて買い取ることができる。

以上の事業方式により実施する。

(7) 利用料金の収受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）及び民活空港運営法第2条第6項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）第22条に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律及び富山県富山空港条例の規定に従い、必要な承認、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設等事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

(8) 費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

ただし、本空港の特性を踏まえ民間の経営力やシナジー効果等のみでは独立採算での運営が困難と認められることから、県は実施契約に定めるところにより、運営権設定対象施設の更新投資に係る費用負担及び運営に係る費用負担を必要な範囲で実施する。

(9) 施設の立地及び規模に関する事項

本事業の対象となる用地の所在地等は、以下のとおりである。

ア. 所在地

富山県富山市秋ヶ島地内

イ. 本事業の対象となる敷地面積

約95.9ha

2. 経緯

優先交渉権者の選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

実施方針の公表	令和7年1月24日
特定事業の選定及び公表	令和7年2月10日
募集要項等の公表	令和7年2月10日
資格審査書類の提出期限	令和7年3月10日
資格審査結果の通知	令和7年3月14日
競争的対話等に関する説明会	令和7年3月17日
競争的対話等の終了宣言	令和7年6月3日
提案審査書類の提出期限	令和7年6月6日
優先交渉権者の選定	令和7年7月22日
優先交渉権者の公表	令和7年8月22日

3. 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価した。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足や提案審査に向けた実施体制を提出し、提案審査参加者を特定する「資格審査」と、提案審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するにあたり、富山空港優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会における評価を受けて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

なお、審査委員会の委員及び開催経緯は、以下のとおりである。

ア. 審査委員会の委員 ※委員の所属は、募集要項公表時のもの

委員長	石井 晴夫	東洋大学名誉教授
委員	二本松 裕子	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
委員	前田 大介	富山県成長戦略会議委員
委員	宮本 和之	宮本公認会計士事務所公認会計士
委員	渡邊 康洋	富山大学名誉教授
委員	蔵堀 祐一	富山県副知事

イ. 審査委員会の開催経緯

第1回審査委員会	令和7年2月5日
第2回審査委員会	令和7年6月23日
第3回審査委員会	令和7年7月9日
第4回審査委員会	令和7年7月16日

(3) 資格審査

資格審査は、資格審査参加者の中から、提案審査参加者を特定するものである。
資格審査は、次のとおり実施した。

ア. 資格審査参加者

① JPiX・OCコンソーシアム（以下「応募者①」という。）

代表企業	株式会社日本共創プラットフォーム
コンソーシアム構成員	株式会社オリエンタルコンサルタンツ

② TOYAMA AIRPORT 0 コンソーシアム（以下「応募者②」という。）

手続きを代表する企業	日本電気株式会社
コンソーシアム構成員	日本空港ビルデング株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社ジェック経営コンサルタント
コンソーシアム構成員	株式会社バロン
コンソーシアム構成員	株式会社ホクタテ
コンソーシアム構成員	株式会社日本空港コンサルタンツ

イ. 審査方法

県は、資格審査書類に基づき、募集要項に示す参加資格要件の充足等について審査を行った結果、全ての資格審査参加者において参加資格要件を満たしていることを確認した。

また、県は、資格審査書類に基づき、以下について内容を確認し、提案審査参加者を特定した。

確認項目	確認内容
1. 提案審査に向けた実施体制 2. 応募企業又はコンソーシアムの強み	- 提案審査に向けて具体的に事業内容を検討していく上での、応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員の実施体制 - 各構成員のどのような強みを活かしてコンソーシアムが組成されているか（応募企業が単独の場合も含む）

ウ. 提案審査参加者の特定

県は、応募者①及び応募者②を提案審査参加者として特定した。

(4) 提案審査

提案審査は、提案審査参加者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。提案審査には、資格審査で特定された応募者の全てが参加し、全ての応募者から提案審査書類を受領した。なお、応募者②から、提案審査参加に当たってコンソーシアム構成員の追加及び実施体制の変更の協議があり、県においてその事情を検討の上、変更を認めた。

提案審査は、次のとおり実施した。

ア. 提案審査参加者

① 応募者①

代表企業	株式会社日本共創プラットフォーム
コンソーシアム構成員	株式会社オリエンタルコンサルタンツ

② 応募者②

代表企業（変更）	日本空港ビルデング株式会社
----------	---------------

コンソーシアム構成員	日本電気株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社ジェック経営コンサルタント
コンソーシアム構成員	株式会社バロン
コンソーシアム構成員	株式会社ホクタテ
コンソーシアム構成員	株式会社日本空港コンサルタンツ
コンソーシアム構成員（追加）	株式会社北陸銀行

イ. 審査方法

県との競争的対話等を経た上で提案審査参加者が提案する本事業に関する具体的な取組方針、目標及び計画並びに個別の施策が適切なものとなっているか、また、それらが提案審査参加者の目指す将来像の実現に効果的かどうかについて審査を行った。

審査委員会では、提案審査書類について協議及び富山空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づく採点を行って、得点案を作成し、県に報告した。なお、審査委員会における審査では、現地調査や関係者へのヒアリングを踏まえて作成された提案審査書類を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行った。

ウ. 審査基準

① 提案項目

選定基準に記載した提案審査書類における提案項目、審査のポイント及び対応する様式に基づき、各提案項目について、対応する様式と関連する様式との整合性を踏まえて審査した。

② 得点案の計算方法

選定基準に記載した配点により採点を行った。

審査委員会の委員が採点を行うに当たっては、提案項目ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについて、その程度に応じて得点を与えた。

審査委員会は、審査委員会の委員が採点した各提案項目の得点のうち、最高点及び最低点を除いたものの平均点を当該項目の点数として算出し、算出された点数を合計することにより得点案を作成した。

エ. 審査委員会の採点結果

審査委員会は、次のとおり提案審査参加者の得点案を決定した。

提案項目	配点	応募者①	応募者②
A) 全体事業方針			
【A1】 将来イメージ及び戦略的事業方針	20	15.0	14.8
B) 優先交渉権者が提案する事業・業務			
【B1】 利用者数の増加に関する事業・業務	30	22.8	19.5
【B2】 他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する事業・業務	30	21.8	20.5
【B3】 先進的かつ効率的な空港施設運用に関する事業・業務	30	21.3	21.8
C) 空港施設運用			
【C1】 空港施設等の運用に関する事業・業務	20	15.8	15.5
【C2】 安全・保安の確保に関する事業・業務			
D) 行政とのパートナーシップ			
【D1】 行政とのパートナーシップに関する提案	30	23.3	19.3
E) 事業計画			
【E1】 事業実施体制に関する提案	15	10.8	9.8
【E2】 事業計画及び事業継続に関する提案	15	10.8	10.0
F) 県の負担額			
【F1】 県の「運営に係る費用負担」に関する提案	10	10.0	10.0
合計	200	151.3	141.0

※提案項目ごとに小数点第2位を四捨五入し記載しているため、合計点と一致しない場合があるが、得点案の合計には影響しない。

オ. 優先交渉権者等の選定

県は、審査委員会から報告を受けた得点案をもとに、提案審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の提案審査参加者を優先交渉権者として選定した。また、第二位の提案審査参加者を次点交渉権者として選定した。

選定区分	提案審査参加者名	得点
優先交渉権者	応募者①：JPiX・OCコンソーシアム	151.3
次点交渉権者	応募者②：TOYAMA AIRPORT 0 コンソーシアム	141.0

4. VFMの評価

(1) 定量的評価

VFM (Value For Money) の定量的評価に当たっては「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」に準じて評価を行った。結果は、以下のとおりである。

(百万円：税抜)

	県が実施した場合(A)	事業者が実施した場合(B)	(B)－(A)
純現在価値（総収入と総支出の差）	△8,864	△6,327	2,537
行政負担額	△9,699	△9,512	187

(2) 定性的評価

優先交渉権者の提案からは、以下に示す定性的効果が認められた。

ア. 民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な経営の実現

現在の本空港は、①県が運営する空港基本施設等及び駐車場施設等、②ビル施設等事業者が運営する航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設並びにこれらに附帯する利便施設が、それぞれ分離して運営されている。

優先交渉権者の提案によれば、本事業を通じて上記の全施設が運営権者に集約して運営されることで、空港全体としての一体的・機動的な経営の実現が期待できる。

イ. 空港の機能向上、サービスの拡充及び官民連携による地域経済の発展

優先交渉権者の提案によれば、県のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限活用することにより、空港の利用促進や魅力向上など、本空港の機能向上、サービス拡充が期待できる。

また、行政の信用や民間の創意工夫など、県と運営権者のそれぞれの強みを活かし、官民連携による相乗効果により、周辺の施設と連携した賑わい創出、県内外の各種団体・企業と連携した人や投資の呼び込み等、空港を拠点とした地域経済の発展が期待できる。